

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第119号

(令和3年10月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

「エシカル消費」で「持続可能な社会」を！

みんなで、みんなに、いい消費（2面）

食品ロスについて知っていますか？（3面）

いつでもご相談ください！消費生活相談（4面）

自宅の売却契約はクーリング・オフできません！ 高齢者の自宅の売却トラブルにご注意を



全国の消費生活センターには、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」、「解約したいと申し出たら違約金を請求された」、「自宅を売却し、家賃を払ってそのまま自宅に住み続けることができると言われて契約したが、解約したい」といった、自宅の売却に関しての相談が寄せられています。

不動産登記は誰でも閲覧できるため、不動産業者が登記簿の内容を確認し、売却を望んでいない所有者に対しても売却の勧誘を行うことがあります。

そのため、消費者が不動産業者からの突然の電話や来訪を受け、長時間にわたる勧誘等によって、それまで考えてもいなかった自宅の売却契約をしてしまうケースがあります。

消費者が所有する自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません。

契約の内容をよく理解しないまま、安易に売却の契約をしてしまうと、特に高齢者の場合、住む場所が見つからなかったり、解約の際に必要な違約金を支払うことで生活資金が少なくなったりするなど、今後の生活に大きな影響が生じる可能性があります。



アドバイス

■自宅の売却を希望しない場合は、「売れません」と、きっぱりと断りましょう。

勧誘を断ったにもかかわらず、勧誘を続けることは法律で禁止されています。

■電話勧誘の場合は、通話録音装置や迷惑電話対策機能の付いた電話機を利用することも有効です。

まずは、知らない電話番号からの電話には出ないようにしましょう。



「エシカル消費」で「持続可能な社会」を！ みんなで、みんなに、いい消費

私たちのくらしは、木材や石油、水などの天然資源を消費することで成り立っています。人が資源を利用する規模や速さが、自然が再生するスピードを超えてしまうと、資源は底をつき、私たちや未来の世代は生活できなくなってしまいます。

「持続可能な社会」とは、未来の世代が消費活動を続けられるように配慮した社会のことです。私たちの消費者としての現在の行動が、未来の社会を左右してしまうことから、持続可能な社会の実現に向け、エシカル消費を実践してみませんか。

エシカル消費とは、「人や社会、環境、地域に配慮されたものを選ぶ」消費行動。

日々の「お買物」を通して、世の中の様々な課題について考え、今の自分に何ができるのかを考えてみることに。それが「エシカル消費」の第一歩です。

■京都市「エシカル消費」ポータルサイト■

京都市では、持続可能なライフスタイルの発信を行う「エシカル消費」普及啓発ホームページを開設しています。ぜひご覧ください！ <https://kyoto-ethical.com/>

人や社会への思いやり

- ・フェアトレード（※）商品を買う。
- ・福祉施設で作られた商品を買う。（障害者の自立支援）



環境への思いやり

- ・包装が少ない商品を買う。
- ・資源保護の認証がある商品を買う。
- ・生物多様性保全の認証がある商品を買う。
- ・自然エネルギーを使う。
- ・ごみを減らす。

地域への思いやり

- ・地元の農産物を買う。
- ・地元のお店や商店街で買物をする。
- ・伝統を大切に商品を買う。

※フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」です。

食品ロスについて知っていますか？

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。

日本では、本来食べられるのに捨てられてしまう食品＝食品ロスが、年間600万トン（平成30年度推計）発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（年間約420万トン（平成31年））の1.4倍に相当します。国民1人当たりで換算すると、毎日ご飯茶碗1杯分（約132g）を捨てている計算です。

京都市では、令和3年3月に策定した「京・資源めぐるプラン」において、食品ロスを令和12年度までに4.6万トンに減らす目標を掲げ、食品ロスの削減に取り組んでいます。

ピーク時である平成12年度には9.6万トン発生していた食品ロスを、令和2年度は5.7万トンまで減らすことができました。

今後も目標達成に向け、食品ロス削減のための取組を加速していく必要があります。

■買物のときは

ムダ買い・買い忘れを防ぐ買物メモを作り、「少しでも安く買う」ではなく「使い切れる量を買う」を心掛けましょう。

■調理のときは

食べられる分だけ料理を作るようにしましょう。

■保存するときは

食べ切れなかった食品は、冷蔵・冷凍など料理や食材にあわせた傷みにくい保存方法を検討しましょう。

また、保存していた食べ残しを忘れてしまわないようにご注意ください。

■外食するときは

飲食店で食事をする際は、注文前に料理の量や食べられない食材が含まれていないか等を確認して、食べきれ的分だけ注文しましょう。

すぐ食べるなら、
「てまえどり」！



いつ食べる？ 食べきれぬなら てまえどり！

棚の手前の商品や値引き商品をできるだけ選んで
期限切れで捨てられる食品を減らしましょう！

食品ロスで
1世帯あたり
月5,000円
のムダが！

京都市環境政策推進課 資源循環課 食品ロス対策推進課



食品ロスについて詳しくはこちら
京都市食品ロスゼロプロジェクト

京都市 食品ロス 検索



いつでもご相談ください！ 消費生活相談

京都市消費生活総合センターは、市民の皆さんの身近な相談窓口として、電話相談、来所相談、インターネット相談を受け付けています。

商品やサービスの契約トラブルなどのお困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

問題解決に向けて助言を行うとともに、必要に応じて事業者との間であっせんを行っています。

■消費生活相談 TEL：256-0800

商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談

■多重債務相談 TEL：256-3160（さいむゼロ）

多重債務に関する相談

必要に応じて弁護士による多重債務特別相談等をご案内します。

■交通事故相談 TEL：256-2140

交通事故に関する相談

◎いずれも相談受付時間は、月～金（祝・休日を除く）午前9時～午後5時です。

■インターネット相談

ホームページ (<http://kyoto-soudan.jp>) からご相談を受け付けています。



土・日・祝・休日の緊急時のご相談は…

京都市と京都府では、土・日・祝・休日（年末・年始を除く。）に消費生活に関する相談ができる緊急の窓口を開設しています。

TEL：257-9002 ※令和3年12月4日以降は、TEL：811-9002に変更

受付時間：土・日・祝・休日 午前10時～午後4時

【編集後記】

今回は、10月ということで「食品ロス削減月間」等をご紹介します。

食欲の秋です。食べ物を手に取った時、食べきれぬ量かな？ 賞味（消費）期限内に食べきれぬかな？ 地元で採れた食材を使っているんだ…など考えることや発見が増えました。

悪質商法、買物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く。）

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



*土・日・祝・休日（年末年始を除く。午前10時～午後4時（電話相談のみ））の緊急時のご相談は、土日祝日電話相談 ☎257-9002 ※令和3年12月4日以降は☎811-9002



令和3年10月発行 京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第034495号